

唐津市公告

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務に係るプロポーザル手続開始の公告
について

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙唐津市こども計画（仮称）策定支援業務
プロポーザル実施要領のとおりとする。

令和7年5月19日

唐津市長 峰 達 郎



1 業務概要

(1) 業務名

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和5年4月1日に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、国のこども大綱及び佐賀県のこども計画を勘案し、令和11年度を終期とした「唐津市こども計画（仮称）（以下、「本計画」という。）」を策定するものである。計画策定にあたっては、こども基本法及びこども大綱の趣旨から、こどもや若者の意見を反映するため、アンケート調査を行うほか、こども・若者が集まって話し合う場を設定し、こども・若者の意見を直接聴取して計画に反映する。

「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」を内容に応じ適宜参照した計画となり、上位計画である唐津市総合計画や、地域福祉計画・地域福祉活動計画、また佐賀県こども計画等の関連する計画との整合性を図りつつ、本市の実情に即した実効性の高い計画を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

- ア アンケート調査の実施及び分析
- イ 現状の分析と課題の整理
- ウ こども・若者の意見聴取の実施支援

- エ 計画骨子案・素案の作成
- オ パブリックコメントの実施支援
- カ 計画書及び概要版の作成
- キ 会議の運営支援
- ク こども施策に関する各種情報提供支援

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所

唐津市内

2 応募要件

(1) 参加資格

応募者は、次の要件を全て満たす企業とする。

ア 令和7年度における唐津市建設工事等入札参加資格者名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に登載されている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しない者であること

ウ 次の申立てがなされていない者であること

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

エ 企画提案書の提出期限までの間、唐津市から指名停止等の措置を受けている者でないこと

オ 次に該当しない者であること

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 九州管内に本店・支店又は営業所等を有していること

キ 県内にて過去10年間に、こども基本法に基づく、地方公共団体におけるこども計画、または子ども・子育て支援法に基づく、地方公共団体における子ども・子育て支援事業計画の策定業務を元請けとして履行した実績を1件以上有していること

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなくなった者

イ 企画提案書の提出から契約締結までの間に、唐津市から指名停止等の措置を受けた者

ウ 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が適合しない者

エ 提出書類の作成形式及び記載事項が本実施要領に示された要件に適合しない者

オ プレゼンテーション等に出席しなかった者

カ 参考見積書の金額が、提案限度額を超過した者

キ 応募書類等に虚偽の記載をした者

ク 提案書に署名又は押印のない者

ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な者

コ 2以上の応募を行った者

サ その他唐津市こども計画（仮称）策定支援業務プロポーザル実施要領に関する要件に違反した者

3 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、本市職員及び第三者からなる審査委員会において行う。

(2) 審査

企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

4 結果の通知

審査結果は、令和7年7月上旬に応募者に文書で通知する。

5 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続完了後に公表するものとする。

6 応募及び参加の手続

(1) 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課 こども応援係

電話番号 0955-72-9151（直通）

電子メール kodomo-katei@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 関係書類の取得方法

唐津市ホームページに掲載

(3) 受付期限

ア 参加資格審査に関する提出書類

令和7年6月4日（水）午後5時00分まで

イ 企画提案審査に関する提出書類

令和7年6月11日（水）午後5時00分まで

(4) 提出方法

事務局に持参又は郵送

（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。郵送する場合は、簡易書留とし、締切日必着とする。）

(5) 提出部数

ア 参加資格審査に関する提出書類……1部

イ 企画提案審査に関する提出書類……正本1部、副本10部

7 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング審査予定日

令和7年6月23日（月）から6月27日（金）までの期間に、唐津市役所本庁舎内にて開催する（場所及び時間は別途通知）。

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務 プロポーザル実施要領

第 1 業務概要

1-1. 業務の目的

本業務は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、国のこども大綱及び佐賀県のこども計画を勘案し、令和 11 年度を終期とした「唐津市こども計画（仮称）（以下、「本計画」という。）」を策定するものである。計画策定にあたっては、こども基本法及びこども大綱の趣旨から、こどもや若者の意見を反映するため、アンケート調査を行うほか、こども・若者が集まって話し合う場を設定し、こども・若者の意見を直接聴取して計画に反映する。

「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」を内容に応じ適宜参照した計画となり、上位計画である唐津市総合計画や、地域福祉計画・地域福祉活動計画、また佐賀県こども計画等の関連する計画との整合性を図りつつ、本市の実情に即した実効性の高い計画を作成することを目的とする。

1-2. 業務の名称

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務

1-3. 業務の内容

別紙「唐津市こども計画（仮称）策定支援業務仕様書」のとおり

1-4. 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1-5. 履行場所

唐津市内

1-6. 提案上限額

7,447,900円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）

上記の金額は、プロポーザルのために設定した上限金額であり、契約に係る予定価格を示すものではない。また、見積価格は提案上限額を超えないものとする。

1-7. スケジュール

令和 7 年 5 月 19 日（月）	募集要項の公告
令和 7 年 6 月 4 日（水）	参加意思表明書の提出期限
令和 7 年 6 月 11 日（水）	企画提案書の提出期限
令和 7 年 6 月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和 5 年 7 月上旬	審査結果通知

1-8. 契約方法及び選定方法

契約方法は随意契約とする。

契約の相手方の選定は、公募により企画提案を募集し、書面審査及びプレゼンテーション審査を経て優秀な提案者 1 者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル）による。

第2 応募要件

2-1. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 令和7年度における唐津市建設工事等入札参加資格者名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に登載されている者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しない者であること
- (3) 次の申立てがなされていない者であること
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (4) 企画提案書の提出期限までの間、唐津市から指名停止等の措置を受けている者でないこと
- (5) 次に該当しない者であること
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 九州管内に本店・支店又は営業所等を有していること
- (7) 県内にて過去10年間に、こども基本法に基づく、地方公共団体におけるこども計画、または子ども・子育て支援法に基づく、地方公共団体における子ども・子育て支援事業計画の策定業務を元請けとして履行した実績を1件以上有していること

2-2. 複数提案参加の禁止

提案参加者1者につき1つの提案とし、複数の提案は認めない。

2-3. 他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案に参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

第3 応募手続き

3-1. 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、以下の方法により申込み、参加資格を満たしているか確認を受けること。

- (1) 受付期限 令和7年6月4日（水）午後5時（必着）
- (2) 申込方法 以下に記載の必要書類各1部を下記提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。
持参の場合は、市役所執務時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午

前 9 時から午後 5 時まで) に提出すること。

- (3) 提出書類 ①参加意思表明書(様式 1)
②法人概要書(様式 2)
③業務実績調書(様式 3)
④業務体制表(様式 4)
- (4) 提出先 唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課(本庁舎 1 階)

3-2. 問い合わせ(質問等)

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 受付期限 令和 7 年 6 月 4 日(水) 午後 5 時(必着)
- (2) 質問方法 質問書(様式 5) に記入の上、電子メールにて送信すること。
なお、件名は「(質問) 唐津市こども計画(仮称) 策定支援業務に係る企画提案について(事業者名・提出日)」とすること。
- (3) 回答方法 提出された質問への回答をとりまとめ、全ての参加事業者に対して、令和 7 年 6 月 6 日(金) 頃までに電子メールで送付する。
- (4) 提出先 E-mail: kodomo-katei@city.karatsu.lg.jp
(唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課)

3-3. 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加意思表明書を提出した者は、次により企画提案書等を提出すること。

- (1) 受付期限 令和 7 年 6 月 11 日(水) 午後 5 時(必着)
- (2) 申込方法 以下に記載の必要書類を下記提出先へ直接持参又は郵送(簡易書留とし、締切日必着とすること)により提出すること。
持参の場合は、市役所執務時間内(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)に提出すること。
- (3) 提出書類 ①企画提案書(様式 6) 及び企画提案書別紙(任意様式)
・後段の「4-2 評価基準」で評価することを念頭に置き、仕様書を参考に作成すること。計画策定に向けた基本的な考え方、若者の実態を的確に捉え、支援を進めるために必要な調査分析と課題の抽出方法、計画の構成案、検討組織の運営支援方法、各種業務の実施方法、企画提案等、必要な事項を具体的に記載すること。
・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
・その他 PR 及び独自提案がある場合は、添付可能とする。
・審査の際、専門知識のない者も理解できるよう、可能な限り平易な表現で分かりやすい記載内容とすること。専門用語を使用する際は、脚注をつけるなどすること。
- ②業務工程表(任意様式)
・実施スケジュールと役割分担がわかるように提案すること。
- ③見積書及び積算内訳書(任意様式)
・見積書には、人件費、間接経費など、見積金額の積算根拠がわかる内訳書を添付すること。
・本見積書の金額をもって契約金額とするものではない。
- (4) 作成上の留意点 ①規格は原則として A 4 判、両面印刷、用紙の縦横は問わず、横書き

とすること。ただし、図表等の補足資料については、必要に応じて折り込みA3判も可とする。

②文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。

③文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

④企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

⑤企画提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。

(5) 提出部数 正本1部、副本10部

※正本は押印のある原本とし、副本は正本の写しとする。

(6) 提出先 唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課（本庁舎1階）

3-4. 参加辞退届の提出

参加意思表明書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する者は、参加辞退届を次により提出すること。

(1) 提出書類 参加辞退届（様式7）

(2) 提出期限 令和7年6月11日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法 直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。

(4) 提出先 唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課課（本庁舎1階）

3-5. 審査・選考の実施通知

参加資格の確認を実施した結果、2-1.参加資格を満たし、かつ提出書類の形式、提出方法、提出先、提出期限の全てが適合する企画提案者に対して、令和7年6月13日（金）に電子メールにて審査・選考の日程及び場所等を通知し、参加を依頼する。

なお、審査・選考に参加できないことについての異議申立ては、一切受け付けない。

第4 審査・選考

4-1 審査・選定方法

(1) 本市職員及び第三者からなる審査委員会が、提出された企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行う。

(2) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下段の評価基準に基づいて評価し、最優秀者及び優秀者を選定する。最優秀者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）とする。

なお、最高得点の者が複数となった場合には、審査会の合議により順位を決定し、最優秀者及び優秀者を選定する。

(3) 参加する企画提案者が1者の場合でも審査を実施し、最低基準点（各委員の審査の合計得点が満点の6割）を超えた場合は契約候補者として選定する。

(4) 審査日時・場所

令和7年6月23日（月）～6月27日（金）の期間に、唐津市役所本庁舎内にて開催する。

(5) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの時間

・プレゼンテーション（企画提案） 15分以内

・ヒアリング（質疑応答） 10分以内

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和7年7月上旬に応募者に文書で通知する。なお、審査結果（決定事業者及びその提案概要、応募状況（応募者数）等）については、唐津市のホー

ムページへの掲載を予定している（結果に関する電話等での問合せには対応しない。）。なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(7) その他

プレゼンテーションで利用できる資料は、提出された企画提案書別紙、業務工程表及び見積書のみとする。パソコンを使用してスライド等を投影する場合は、上に掲げる資料の内容に沿ったものにする。

審査時における追加資料等の提出、提示及び提案書にない提案を新たに盛り込んで説明を行うことは認めない。

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う受託候補者を選定するためのものであり業務遂行能力、業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではないことに留意すること。

4-2. 評価基準

審査項目	評価項目
支援体制	① 業務実績
	② 業務体制・事業所体制・従業員の実務経験
業務工程	③ 実施スケジュールや役割分担
提案内容	④ 本業務の理解度
	⑤ 国の指針や動向の把握と整合性
	⑥ 有効な手段での基礎調査・分析方法の提案
	⑦ 有識者会議等における支援の方法及び独自性
	⑧ 計画の作成方法及び進行管理の仕組みづくり
	⑨ 関連計画との整合性、一体となる計画の記載方法等についての有効な提案
	⑩ こども・若者の意見聴取に対する経験や理解度、支援の方法及び独自性
価額の評価	⑪ 見積内容からみた金額の妥当性
プレゼンテーション	⑫ 企画提案の理解のしやすさ、適確な説明
	⑬ ヒアリングに対する回答の適確性

第5 その他

5-1. 留意事項

(1) 契約に関する基本的事項

- ・契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。受託候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様に反映し、再度見積合わせを行う。
- ・契約方法及び支払方法は、唐津市財務規則の規定による。
- ・受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、下段「(5) 失格事項」に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の

次点の者と順次交渉するものとする。

(2) 費用負担等

- ・応募書類の作成及び提出などの応募に関して必要な費用はすべて応募者の負担とする。

(3) 公正な執行

- ・応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には当該応募者を参加させないことがある。

(4) 公募の中止・延期

- ・公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 失格事項

- ・次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ①参加資格の要件を満たさなくなった者
- ②企画提案書の提出から契約締結までの間に、唐津市から指名停止等の措置を受けた者
- ③提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が適合しない者
- ④提出書類の作成形式及び記載事項が本実施要領に示された要件に適合しない者
- ⑤プレゼンテーション等に出席しなかった者
- ⑥参考見積書の金額が、提案限度額を超過した者
- ⑦応募書類等に虚偽の記載をした者
- ⑧提案書に署名又は押印のない者
- ⑨誤字、脱字等により意思表示が不明確な者
- ⑩2以上の応募を行った者
- ⑪その他本実施要領に関する要件に違反した者

(6) 提出資料の取扱い

- ・提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、主催者はこの責を負わない。
- ・提出された書類は、提出期限後の改変はできないものとする。
- ・提出された応募書類は本事業に関する事業者の選定以外の目的には使用しない。なお、全ての提出書類等は返却しない。
- ・提出された企画提案書等の著作権は唐津市に帰属するものとする。

(7) 言語表記

- ・見積書、企画提案書その他プロポーザルにおいて使用する言語は、原則日本語表記とする。また、見積金額等は、日本国通貨による表示に限る。

5-2. 担当部署

〒847-8511 唐津市西城内1番1号 唐津市役所（本庁舎1階）

福祉こども部 こども家庭課 こども応援係 担当：夏井、出

E-MAIL：kodomo-katei@city.karatsu.lg.jp

TEL：0955-72-9151（直通）

様式 1

年 月 日

唐津市長 峰 達 郎 様

所 在 地

事業者名

代 表 者 職

氏名

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務に係る参加意思表明書

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり参加意思を表明します。

1 業務名 唐津市こども計画（仮称）策定支援業務

2 添付書類

- ・法人概要書（様式 2）
- ・会社紹介のパンフレット等
- ・業務実績調書（様式 3）
- ・業務体制表（様式 4）

<担当者連絡先>

所 属：

氏 名：

電話番号： ()

E-mail：

法 人 概 要 書

事業者名			
本社所在地			
代表者職氏名		創業年月	
資本金	万円	従業員数	
本業務を担当する 支店・営業所等 責任者名・連絡先			

- ・ 上記の欄に記入の上、パンフレット等の会社概要がわかるものを添付してください。
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日時点のものを記載してください。

業 務 実 績 調 書

事業者名 _____

- 1 過去10年以内に、自治体のこども計画策定支援または子ども・子育て支援事業計画策定支援を行う業務を、地方公共団体との間で元請けとして履行した実績を記入してください。欄が不足する場合には、適宜複写して作成してください。

【自治体のこども計画、または子ども・子育て支援事業計画の策定支援業務実績】

No.	自治体名	契約期間	契約金額(税込)	業務概要
1		年 月から 年 月まで	千円	
2		年 月から 年 月まで	千円	
3		年 月から 年 月まで	千円	
4		年 月から 年 月まで	千円	
5		年 月から 年 月まで	千円	
6		年 月から 年 月まで	千円	
7		年 月から 年 月まで	千円	
8		年 月から 年 月まで	千円	
9		年 月から 年 月まで	千円	
10		年 月から 年 月まで	千円	

- 2 上記に記載の業務において、他社と比較して独創的な内容を取り入れたもの、また
アピールしたい点があれば、以下に記入してください。

業 務 体 制 表

事業者名 _____

役割	役職・氏名・所属	略歴・実務経験年数・資格	本業務において 担当する業務内容
管理 責任者	所属 役職 氏名	略歴 実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・	
主任 技術者	所属 役職 氏名	略歴 実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・	
担当者 1	所属 役職 氏名	略歴 実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・	
担当者 2	所属 役職 氏名	略歴 実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・	

※ 配置を予定している者全員について記入すること。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

年 月 日

質 問 書

事業者名：

担当者名：

連絡先 電 話：

F A X：

E-mail：

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務に関し、次のとおり質問します。

項 目	(実施要領または資料名・ページ・項目)
内 容	

- 1 質問内容は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔かつ具体的に記載してください。
- 2 質問内容の趣旨を確認するため、担当者あてに問い合わせをする場合があります。
- 3 選定基準の詳細や配点など、選考に影響のある質疑には、回答しない場合があります。

年 月 日

唐津市長 峰 達 郎 様

所 在 地
事業者名
代 表 者 職
氏名

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務に係る企画提案書

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。

なお、提出書類のすべての記載事項に相違ないことを誓約します。

1 提出書類

- ・企画提案書別紙【任意書式】
- ・業務工程表【任意書式】
- ・見積書及び積算内訳書【任意書式】

2 管理責任者

所 属 部 署	
役職・氏名	
住 所	〒
電 話 番 号	
E - m a i l	

様式 7

年 月 日

唐津市長 峰 達 郎 様

所 在 地

事業者名

代 表 者 職

氏名

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務に係る参加辞退届

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務プロポーザルに参加意思を表明しましたが、
次の理由により辞退します。

1 辞退理由

--

<担当者連絡先>

所 属：

氏 名：

電話番号： ()

E-mail：

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務仕様書

1 業務名 唐津市こども計画（仮称）策定支援業務

2 業務の趣旨・目的

本業務は、令和5年4月1日に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、国のこども大綱及び佐賀県のこども計画を勘案し、令和11年度を終期とした「唐津市こども計画（仮称）（以下、「本計画」という。）」を策定するものである。計画策定にあたっては、こども基本法及びこども大綱の趣旨から、こどもや若者の意見を反映するため、アンケート調査を行うほか、こども・若者が集まって話し合う場を設定し、こども・若者の意見を直接聴取して計画に反映する。

「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」を内容に応じ適宜参照した計画となり、上位計画である唐津市総合計画や、地域福祉計画・地域福祉活動計画、また佐賀県こども計画等の関連する計画との整合性を図りつつ、本市の実情に即した実効性の高い計画を作成することを目的とする。

なお、本計画は令和8年3月中の策定を目指し作成する。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 留意点

本計画は、次のとおり、新たに以下の①の計画を内包した「市町村こども計画」を策定するものである。②～④の計画においては、既に策定済みの計画を活かし、新たに策定するこども計画の一部とする考え方とする。

また、策定にあたっては、国の「こども大綱」を勘案するとともに、国、県の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定・改廃、市の関連計画の動向等にも十分留意することとする。【次頁イメージ図参照】

①こども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）

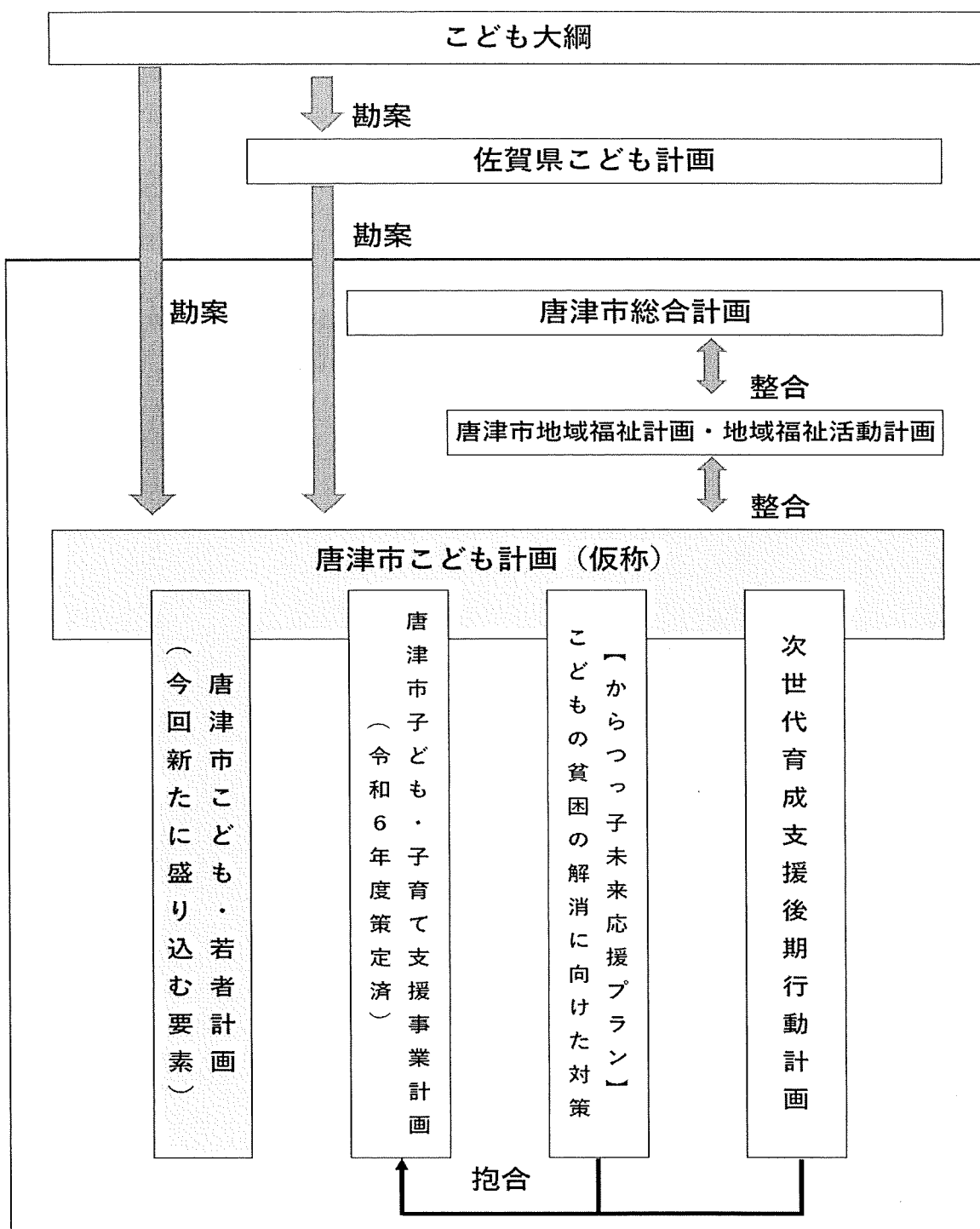
②子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）

③こどもの貧困の解消に向けた対策（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）

④次世代育成支援後期行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）

※③及び④の計画については、令和6年度策定済の②の計画に内包して策定している。

【本計画のイメージ図】



5 業務委託内容

(1) アンケート調査の実施及び分析

① アンケート調査の実施

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、こども・若者の意見聴取の手法としてアンケート調査を行い、調査結果の集計・分析結果等を取りまとめる。次の仕様を基本とするが、より効率的・効果的な方法がある場合には、応募時の提案や実施時の協議により、当該方法での調査も可とする。

ア 調査対象者及び標本数（予定）

唐津市内在住の１６歳から３９歳までの対象者３，０００人

イ 調査方法

郵便による配布、WEB回答とする。（回収率は２５％程度を想定）

宛名ラベル作成は委託者が行い、WEB構築は受託者が行う。

受託者は調査票を元にオンライン回答フォームを作成し、重複回答を防止する対策を講じること。なお、回答フォーム作成にあたっては、回答者を特定することができない仕様とすること。

ウ 調査内容

調査票については、本市と受託者が協議の上で決定する。

受託者は、国のこども大綱を基に唐津市独自の設問を加え、国や県、他市町村の情報はじめ、社会的変化などを踏まえて、調査票設計に当たっての助言、提案などを行う。

エ 抽出方法及び宛名ラベルの提供

唐津市が住民基本台帳から上記対象者を母集団として抽出し、受託者に提供する。

※抽出方法については、唐津市と受託者が協議の上で決定する。

オ アンケート調査における委託の範囲

項 目	受託者	市
対象者の抽出、宛名ラベルの準備、印刷		○
送付用封筒の作成（長３）	○	
WEB調査の回答フォームの作成、経費負担	○	
調査対象者に係る調査票及び依頼文案の作成・印刷	○	
発送・回収業務（封入・封緘、発送宛名ラベル貼付）	○	
若者調査の調査票等の送付に係る郵送料負担	○	
調査結果報告書の作成	○	

② 調査票のデータ入力、集計及び分析

- ・調査対象ごとに全調査項目を入力すること。
- ・調査票の種類、項目ごとにデータの集計（単純集計）をし、調査結果を整理のうえ全体像を明らかにすること。

③ 報告書の作成

アンケート調査の結果を報告書として作成する。（様式等は「７ 成果品」のとおり）

（２）現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果を踏まえつつ、現行のこども・若者に関する取組への評価などを整理し、こども・若者施策に関わる市の課題を抽出する。

（３）こども・若者の意見聴取の実施支援

本計画の策定にあたって、こども基本法第１１条の規定に基づき、こども・若者の意見を本計画に反映させるため、当事者の意見聴取を行う。実施にあたっては、受託者にて意見聴取の進行役１名を配置し、実施・運営を行うこととし、対象者、聴取の方法、テーマ、実施時期については、受託者からの提案を基に市と協議のうえで決定するものとする。

（４）計画骨子案・素案の作成

既存のこどもに関する計画と整合性のとれた計画構成等の検討を行い、こどもの意見等を反映した計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果に基づき、計画案の補修正を行う。

（５）パブリックコメントの実施支援

こども計画案に関して唐津市が実施する市民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

（６）計画書及び概要版の作成

確定したこども計画の計画書（印刷）及び概要版（データ納品）、こども向け概要版（データ納品）を作成する。

（７）会議の運営支援

本計画策定に関する有識者会議（令和７年度に４回程度実施予定）の運営において、会議資料原案を作成する。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。また会議録（議事要旨）を作成し提出する。

（８）こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して唐津市に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

６ その他

- （１）本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と常に連絡を取ることとし、この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

- (2) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。
- (3) 受託者の責に帰すべき理由により、当市または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 本業務で作成された報告書等のデータの著作権については、発注者に帰属するものとする。
- (5) 本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、唐津市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

7 成果品

(1) アンケート調査

アンケート調査報告書 A4判 (報告書 紙3部・データー式)

納期限：令和7年10月31日

(2) 唐津市こども計画 (仮称)

・計画書：A4判100頁程度、表紙4色・本文1色ダイレクト印刷 (200部)

・概要版およびこども向け概要版：A4判、データー納品

・上記のデーターファイル

納期限：令和8年3月31日